

		I 令和7年度就学援助制度の実施について																																									
		1. 就学援助制度の周知方法																																									
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるものを全てに○)										(2) (1) のコの内容						(3) 就学援助（要保護・主要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)				(4) (3) のオの内容・補足事項				(5) 就学援助（要保護・主要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)						(6) (5) のクの内容				(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)						(8) (7) のカの内容	
		ア、教育委員会のウェブサイトに掲載	イ、自治体の広報誌等に掲載	ウ、就学案内の冊子又は就学案内の冊子とともに配布	エ、就学時健康診断の際に就学案内の冊子を配布	オ、学校説明会や入学説明会等で配布	カ、入学案内の冊子に就学案内の冊子を添付して配布	キ、毎年定例の通達等に就学案内の冊子を添付して配布	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	コ、その他	その	ア、申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ、随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ、随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ、各学期で申請締切を設定し、各学期開始から援助	オ、その他	その	ア、申請を希望する者が学校に提出	イ、申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ、申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ、申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ、申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ、申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ、就学援助システムを使って提出	ク、その他	その	ア、目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ、漢字にはフリガナを付記	ウ、援助対象となる年度間の援助の目安等を記載	エ、各学期の援助額の申請書の記載	オ、外国語の申請書を作成	カ、その他	その	(8) (7) のカの内容									
都道府県	市区町村名	26	26	18	2	13	13	13	17	24	2	4	2	2	24	0	0	0	21	0	4	0	1	0	0	0	0	0	12	2	6	8	1	6	6								
宮崎県	宮崎市	○				○		○	○					○				○												○	○	○											
宮崎県	都城市	○				○		○	○					○				○											○	○	○												
宮崎県	延岡市	○				○		○	○					○				○											○		○												
宮崎県	日南市	○				○	○		○					○				○												○	○												
宮崎県	小林市	○			○	○		○	○					○				○											○		○												
宮崎県	日向市	○				○	○	○		○				○				○																									
宮崎県	串間市	○					○	○	○	○				○				○																○	学校から制度の周知～申請受付までしていただくことで、保護者の認知度向上を図っている。								
宮崎県	西都市	○						○	○	○				○					○										○		○			○	制度の周知文書に二次元バーコードを記載し、ホームページに誘導しやすくしている。								
宮崎県	えびの市	○			○					○				○					○															○	全保護者に対して就学援助制度の案内を送付している								
宮崎県	三股町	○	○			○				○				○				○											○														
宮崎県	高原町				○	○	○	○						○									○						○	○													
宮崎県	国富町	○				○				○				○				○											○														
宮崎県	綾町	○			○	○		○	○					○				○													○												

都道府県	市区町村名																											
		<中学校>（１）実施・検討状況について							<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回答している場合は最初の時期）								<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるものを全てに○）							
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行ってはいないが、現在検討もしていない	エ、そもそも新入生やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	<中学校>（２）（１）の力の内容	ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、8月	ウ、9月	エ、10月	オ、11月	カ、12月	キ、1月	ク、2月	ケ、3月	コ、4月初旬（入学式前）	ア、予算の確保が困難だから	イ、規正などにかかる時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ、（人オ、他）学前支給とは異なる）自治体の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他	<中学校>（６）（５）の工及びオの内容		
26	26	21	0	5	0	0	0	0				21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	0	1
宮崎県	高鍋町	○						○												○								
宮崎県	新富町	○						○											○									
宮崎県	西米良村			○																				○				
宮崎県	木城町	○						○											○									
宮崎県	川南町	○						○									○											
宮崎県	都農町	○						○												○								
宮崎県	門川町	○						○												○								
宮崎県	諸塚村			○																				○			給食費の無償化、高校卒業までの医療費負担無料。遠距離通学に関してバス定期・徒歩通学の補助を行っている。	
宮崎県	椎葉村			○																			○					
宮崎県	美郷町	○						○												○								
宮崎県	高千穂町	○						○											○									
宮崎県	日之影町			○																				○				
宮崎県	五ヶ瀬町			○																				○				

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率			
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○) ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止 イ、市区町村民税の非課税 ウ、市区町村民税の減免 エ、国民健康保険料の免除 オ、国民健康保険料の減免または徴収の猶予 カ、児童手当の支給 キ、保護者が職業安定所登録日曜労働者 ク、PTA会費、学校納付金の減免が行われている者 ケ、個人事業税の減免 コ、固定資産税の減免 サ、学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの シ、経済的な理由による欠席日数が多い者 ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者 セ、生活福祉資金による貸付け ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に条件が変わるもの) (例：生活保護の1.3倍、1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。) タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めるもの) (例：生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。) チ、特別支援教育費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。) ツ、市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数および目安額を(5)に記入してください。) テ、養育費や病児等の理由によって家計が急変した者 ト、その他 その (2) (1)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率) (3) (1)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率) (4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容 (5) 補足事項 令和6年度																										
26	26	22	22	20	20	20	20	18	16	18	18	21	17	20	13	8	6	3	0	6	3	17	0	3	1	26
宮崎県	宮崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1			令和7年7月以降、生活保護基準額等に掛ける係数を1.3倍に変更	0
宮崎県	都城市																○			○		1				0
宮崎県	延岡市																○					1				0
宮崎県	日南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			1				0
宮崎県	小林市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○		1				0
宮崎県	日向市																○					1				0
宮崎県	串間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			1				0
宮崎県	西都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0
宮崎県	えびの市																○					1				0
宮崎県	三股町	○	○	○	○	○	○			○	○	○										1				0
宮崎県	高原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0
宮崎県	国富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			1			0
宮崎県	綾町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○			○			○		1		経済的理由により就学が困難と認められる者。		0

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率				
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○)																							(2) (1)で ソ、タ又は チに○をし た場合、生 活保護基準 額等に掛け る係数(倍率)	(3) (1)でツ に○をした 場合、市区 町村民税課 税最低限度 額に掛ける 係数(倍率)	(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
ア.生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ.市区 町村民税 の非課税	ウ.市区 町村民税 の減免	エ.国民 年金保 険料の免除	オ.国民 健康保 険法の保 険料の減 免または 徴収の猶 予	カ.児童 扶養手 当の支給	キ.保護 者が職 業安定 所登録 労働者	ク.PTA 会費、学 校納付 金の減 免が行 われ ている 者	ケ.個人 の事業 税の減 免	コ.固定 資産税 の減免	サ.学校 納付金 の納付 状態の 悪い者 、昼食 、被服 等が悪い 者または 学用品 、寒学用 品等に不 自由して いる者 等で保護 者の生活 状態がき わめて悪 いと認め られるも の	シ.経済 的な理由 による欠 席日数が 多い者	ス.保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪いと認め られる者	セ.生活 福祉資金 による貸 付け	ソ.生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額が 変わると 自動的に 要件が変 わるもの) (例：生 活保護の 1.3倍、 1.5倍等) (係数(倍 率)を(4) に記入し てくださ い。)	タ.生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額を 一定の係 数で乗じ ているもの) (例：生 活保護の 1.3倍の 額(394 万円)、 1.5倍(4 55万円)等) (係数(倍 率)を(4) に記入し てくださ い。)	チ.特別 支援教育 費の需要 額測定に 用いる保 護基準 額、又は 同基準額 に一定の 係数を掛 けたもの (係数(倍 率)を(4) に記入し てくださ い。)	ツ.市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 掛けたもの (例：課 税最低限 度額の1. 0倍、1. 5倍等) (係数お よび目安 額を(5) に記入し てくださ い。)	テ.養育 費や病気 等の理由 によって 家族急変 した者	ト.その他								
係数(倍 率)	倍																		係数(倍 率)	倍							
26	26	22	22	20	20	20	20	18	16	18	18	21	17	20	13	8	6	3	0	6	3	17	0	3	1	26	
宮崎県	高鍋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0	
宮崎県	新富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												0	
宮崎県	西米良村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											0	
宮崎県	木城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0	
宮崎県	川南町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○				○			1				0	
宮崎県	都農町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○		1		生活保護基準に係数(1.10)をかけた額を超えた場合でも世帯状況を総合的に判断し認定する。		0	
宮崎県	門川町	○	○																	○				(世帯の年間所得÷12+児童手当+児童扶養手当+特別児童扶養手当) <(第1類+第2類+障害者加算+母子(父子)加算+児童養育加算+教育扶助基準加算+住宅加算)×1.2		0	
宮崎県	諸塚村	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○												0	
宮崎県	椎葉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○						0	
宮崎県	美郷町	○	○	○	○	○	○		○			○	○	○												0	
宮崎県	高千穂町	○	○		○							○		○							○					0	
宮崎県	日之影町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											0	
宮崎県	五ヶ瀬町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○					○						0	

[illegible]

[illegible]

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
26	26	0
宮崎県	宮崎市	
宮崎県	都城市	
宮崎県	延岡市	
宮崎県	日南市	
宮崎県	小林市	
宮崎県	日向市	
宮崎県	串間市	
宮崎県	西都市	
宮崎県	えびの市	
宮崎県	三股町	
宮崎県	高原町	
宮崎県	国富町	
宮崎県	綾町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
26	26	0
宮崎県	高鍋町	
宮崎県	新富町	
宮崎県	西米良村	
宮崎県	木城町	
宮崎県	川南町	
宮崎県	都農町	
宮崎県	門川町	
宮崎県	諸塚村	
宮崎県	椎葉村	
宮崎県	美郷町	
宮崎県	高千穂町	
宮崎県	日之影町	
宮崎県	五ヶ瀬町	